

達示第16号
平成19年6月1日

広島拘置所長 岡下好己

自己契約作業実施細則を制定することについて
標記について次のとおり定め、即日施行する。

なお、平成12年1月17日付け達示第21号「紙細工作業の科程について」
及び平成18年5月1日付け達示第3号「作業賞与金の計算等について」は廃止
する。

自己契約作業実施細則
(目的)

第1条 この細則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第39条の規定による自己契約作業の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(趣旨)

第2条 自己契約作業の事務処理等は、被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3325号大臣訓令）及び平成18年5月23日付け法務省矯成第3326号矯正局長依命通達「被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令の運用について」に定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。

(事務分掌)

第3条 自己契約作業に関する事務分掌は、次の各号による。

- (1) 自己契約作業の実施及び監督に関する事項は、処遇部門が行う。
- (2) 自己契約作業の許可、停止及び取消しに関する事項は、企画部門が行う。
- (3) 契約、技術指導、製素品受扱及び賃金計算に関する事項は、企画部門が行う。
- (4) 自己契約作業に必要な自弁物品の購入及び賃金の出納に関する事項は、会計課が行う。

(処遇審査会)

第4条 自己契約作業の許否、作業内容及び作業時間は、被収容者の出願に基づ

き、処遇審査会の審議を経ること。

- 2 自己契約作業の停止・取消し、中止・変更は、処遇審査会の審議を経ること。
(相手方の選定)

第5条 自己契約作業の契約の相手方は、当所が指定する事業者等に限る。
(許可基準)

第6条 自己契約作業は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許す。

- (1) 自己契約作業を行うことにより刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないこと。
- (2) 自己契約作業を行うことにより刑務作業の作業量確保に支障がないこと。
- (3) 勤労意欲、能力その他の事情を考慮し、自己契約作業を行うことが可能であると見込まれる者であること。
- (4) 受刑者にあっては、法第92条又は93条に規定する作業に現に就業しており、作業成績が良好、かつ、受刑態度が良好な者（当分の間は、「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令」による第1種及び第2種に指定した者に限る。）であること。
- (5) 自己契約作業を実施するための場所が確保できること。
- (6) 自己契約作業の契約及び実施に際し、自己の氏名等の個人情報が契約業者などに公開されることを了承する者であること。

(同意書、誓約及び作業心得)

第7条 前条の規定により適格者と決定された者には、「同意書」(別紙様式1)を提出させ、「自己契約作業誓約書」(別紙様式2)に掲げる事項を誓約させるとともに、「自己契約作業者心得」(別紙)を交付した上で、この作業を行うことを許す。

(取消し)

第8条 自己契約作業を許可された者（以下「許可者」という。）が、次の各号に該当した場合は、自己契約作業の実施を取消すことができる。

- (1) 自己契約作業就業心得に違反したとき。
- (2) 自己契約作業の成績が著しく不良であるとき。
- (3) 懲罰（戒告を除く。）を科されたとき。
- (4) 休養等によりこの作業を行うことができない期間が1月を超えたとき。
- (5) 材料の交付を受け、製品出荷の指示があつても製品を提出しないとき。
- 2 契約事業者との間における作業量の確保に支障が生じ、この作業の継続が困難となった場合には、この作業の許可を取り消す。

(取消し後の再出願)

第9条 前条第1項により、この作業の許可を取り消された者は、その日から起算して6月以上経過しなければ、再度、この作業を行うことを出願することはできない。

(中止)

第10条 自己契約作業を許された者が自己契約作業を中止しようとする場合は、少なくとも2週間以上前に、中止する日を記載した願せんをもって願い出なければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

(停止)

第11条 自己契約作業を許可された者が、休養、反則行為の調査等の事由から、この作業を行わせることに支障があると認められる場合又は審査の申請、事実の申告、苦情の申出、告訴、告発等の書面を作成するため、この作業を行わせる十分な時間を確保できないと認められる場合には、当該事由がやむまでの間、この作業を停止させることができるものとする。

- 2 自己契約作業を許可された者であって、通信教育等の受講のため、この作業を一時停止する必要が生じた者が、その理由、期間等を記載した願せんを提出した場合には、相当と認める場合に限り、この作業を停止することを許す。
- 3 前項により、停止を許可された者は、現にある作業製品を完成させた後、通信教育等に取り組むこと。

(実施時間及び場所)

第12条 自己契約作業を行う時間帯については、居室内で就業する受刑者の就業日において、受刑者にあっては余暇に充てられるべき時間帯とし、受刑者以外の他の被収容者にあっては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯（居室内で就業する受刑者の就業時間帯に限る。）とする。

- 2 自己契約作業を行う場所は、自己の居室とする。

(作業指導等)

第13条 自己契約作業を行う者が、技術指導、契約の相手方との連絡調整その他作業の実施に関する事項について援助を申し出た場合において、必要と認められるときは、企画部門の職員がこれに当たる。

(器具類の貸与及び保管)

第14条 自己契約作業に必要な器具類については、契約の相手方が提供するもののを使用させる。ただし、相当と認める場合には、当所の刑務作業用品である器具類を貸与し、使用させることができる。

2 前項の器具類の品目及び点数については、作業の内容及び手順等に応じて、別にこれを定める。

3 自己契約作業を行う時間帯以外における製素品、器具類等の保管については、別に定めた場所とする。

(破損等が生じた器具類の交換)

第15条 自己契約作業を許された者に貸与する器具類が破損し、又は消耗した場合には、居室担当職員を通じて企画部門職員に当該器具類を提出させ、交換を行う。

(自弁)

第16条 自己契約作業の実施上必要な物品は、領置金で購入させる。ただし、領置金をもってこれに充てさせることができない相当の理由がある場合には、作業報奨金計算高をもって購入代金に充てることができる。

(自己契約者と原材料等の授受)

第17条 原材料等の授受に当たっては、自己契約作業を許された者ごとに「自己契約作業カード」(別紙様式3) 及び「自己契約作業機械器具等受払カード」(別紙様式4) を作成し、現品受渡しの都度、所要事項を記入するとともに、許可者にその事実を確認させ、その指印を徴する。

(損害)

第18条 許可者が故意又は重大な過失により自己契約作業の契約業者の提供する原材料、消耗品、機械器具及び製品等に損害を生じさせた場合には、領置金で弁償させる。ただし、領置金をもってこれに充てることができない相当の理由がある場合には、作業報奨金計算高をもってその弁償に充てさせることができる。

(賃金の請求及び差入れ)

第19条 自己契約作業を行った者の報酬は、企画部門において毎月末に自己契約作業カードを集計し、「自己契約作業賃金請求書」(別紙様式5) をもって速やかに自己契約作業の契約業者へ通知する。

2 前項の報酬は、契約業者から自己契約作業を行った者に差し入れさせる。

3 自己契約作業を行った者が、釈放、移送、その他特別の事由により当該月の中途において、作業を終了し、又は中止した場合には、当月分の仕上高の集計、報酬金額の通知及び報酬の差入れは、前項の規定にかかわらず、その都度行う。

4 第8条の規定により、自己契約作業の許可を取り消し、又は第11条の規定により、この作業を停止したときの半製品については、報酬の計算を行わない

(関係記録の保管)

第20条 自己契約作業の実施に関する契約書の写し、報酬等に関する記録、作業指導に関する記録等の関係記録は企画部門（指導担当）において保管する。

別紙様式 1 同意書

同 意 書

私は、自己契約作業のため、私自身の自由な意思の下で、契約締結上必要な私の氏名等の個人情報が契約相手方である〇〇〇〇株式会社代表取締役 △ △ △ △に開示されることに同意します。

平成 年 月 日

広島拘置所長 殿

称呼番号 第 番

氏 名

指印

自己契約作業誓約書

この度、自己契約作業を許可されましたので、これを行うに当たり、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 自己契約作業者心得に従い、誠意をもって作業に従事いたします。
- 2 業者からの提供物品は丁寧に扱い、傷つけたり紛失したりするとのないよう十分注意いたします。
- 3 自己契約作業中は、他の者に迷惑を掛けるようなことはいたしません。

平成 年 月 日

広島拘置所長 殿

称呼番号 第 番

氏名 指印

自己契約作業就業者心得

自己契約作業については、許可する上での慎重な審査を行い、適格者を選定しているので、自己契約作業に就くことができたということを自覚し、この「自己契約作業心得」を確実に守ること。

また、自己契約作業を中断せざるを得ないような規律違反行為は厳に慎み、他の範となるような言動に心掛けること。

1 停止、取消し

次の各号に反する行為があったときや懲罰を科されたとき又は自己契約作業を継続することが不適當と認められるときは、自己契約作業を停止し、若しくは許可を取り消すことがある。

- (1) 自己契約作業を行う場合は、職員の指示及び指導に従って真剣に取り組むこと。
- (2) 職員から指示された自己契約作業時間を厳守し、他の被収容者に迷惑を掛けようの行為は厳に慎み、静かに作業に専念すること。
- (3) 自己契約作業を実施していることを理由に教化上実施する行事を拒否しないこと。
- (4) 刑務所又は自己契約作業の契約相手方の都合等によって、仕事の内容が変更になったり、材料の供給が遅れたりしても、不服等を申し立てないこと。
- (5) 正当な理由がないのに、作業の中止や業種の変更を要求しないこと。
- (6) 原材料等は大切に取り扱い、不良製品を出さないこと。万一、原材料を汚損させたり不良品を出した場合は、自己の責任をもって手直し又は賠償を行うこと。
- (7) 故意又は重大な過失によって、原材料や器具等に損害を生じさせた場合は、原則として、領置金をもって賠償すること。
- (8) 材料、製品等を受け渡す際には、入念に品質、数量等を確認した上で指印すること。
- (9) 支給された原材料が製品に仕上がったときは、必ず余った原材料及び不良品等を添えて提出し、これと引き換えに次の原材料を受け取ること。
- (10) 自己契約作業に必要な材料、製品等を他の用途に使用したり、他人に譲渡

したりしないこと。

- (11) 他人に自己契約作業を手伝わせないこと。
- (12) 自分に許可され、又は支給された器具や原材料以外の物を使用して製品及び半製品その他不適当な品物を製作したり所持しないこと。この場合は、反則品とみなして没収すると同時に、規律違反として自己契約作業取消や懲罰などの不利益処分を科すことがある。
- (13) 自己契約作業が本来科されている作業の能率等に支障を及ぼすことのないように注意すること。

2 中止

自己契約作業を中止しようとする場合は、少なくとも2週間以上前に、中止する日を記載した願せんをもって願い出なければならない。

3 再出願

自己契約作業を取り消された者及び中止した者は、その日から起算して6月以上経過しなければ、再度、この作業を行うことを出願することはできない。

4 半製品

入病や懲罰、自己契約作業取消などで半製品となり、納期に間に合わない場合、長期保管となる場合は、半製品に係る賃金は支払われないので注意すること。

別紙様式 3 自己契約作業カード

自己契約作業カード (年 月分)

別紙様式 4 自己契約作業機械器具等受払カード

自己契約作業機械器具等受払カード

別紙様式 5 自己契約作業賃金請求書

自己契約作業賃金請求書(定期・臨時)

(委託者) 殿

広島拘置所首席矯正処遇官(企画担当) 印

平成 年 月分に係る自己契約作業就業の賃金として、下記のとおり請求
しますので、 月 日までに差入れ手続をお願いします。

記

氏名	製品名	数量	単価	賃金

以上